

資料 2 ～ 4

平成 29 年 2 月 2 日

平成 2 8 年度

第 2 回前橋市国民健康保険運営協議会

# 報 告 事 項 説 明 資 料

前橋市健康部国民健康保険課

# 高額療養費制度等の見直しについて

資料 2

## 1. 趣旨

### (1) 高額療養費制度について

医療保険制度の持続可能性を高めるため、「世代間・世代内の負担の公平」や「負担能力に応じた負担」を求める観点から、高額療養費の算定基準額を見直す。

### (2) 入院時生活療養費について

医療と介護及び入院と在宅療養の負担の公平化を図る観点から、入院時生活療養費の生活療養標準負担額のうち居住費にかかる部分について、見直す。

## 2. 内容

### (1) 高額療養費制度について(70歳以上)

#### <現行>

区分	外来 (個人)	限度額
<b>現役並み</b> (年収370万円以上) 課税所得145万円以上	44,400円	80,100円 + 1% <44,400円>
<b>一般</b> (年収156万~370万円) 課税所得145万円未満	12,000円	44,400円
<b>住民税非課税</b>	8,000円	24,600円
<b>住民税非課税</b> (所得一定以下)		15,000円

#### <平成29年8月~平成30年7月>

区分	外来 (個人)	限度額
<b>現役並み</b>	57,600円	80,100円 + 1% <44,400円>
<b>一般</b>	14,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円 <44,400円>
<b>住民税非課税</b>	8,000円	24,600円
<b>住民税非課税</b> (所得一定以下)		15,000円

#### <平成30年8月~>

区分	外来 (個人)	限度額
年収1160万~ 課税所得690万以上		252,600円 + 1% <140,100円>
年収770万~1160万 課税所得380万以上		167,400円 + 1% <93,000円>
年収370万~770万 課税所得145万以上		80,100円 + 1% <44,400円>
<b>一般</b> (年収156万~370万円) 課税所得145万円未満	18,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円 <44,400円>
<b>住民税非課税</b>	8,000円	24,600円
<b>住民税非課税</b> (所得一定以下)		15,000円

### (2) 入院時生活療養費について(65歳以上)

	対象者	生活療養標準負担額のうち居住費にかかる部分	
		現行	見直し後
		A	B、C以外の者
B	医療の必要性の高い者 (指定難病患者を除く)	1日につき0円	(平成29年10月1日~) 1日につき200円 (平成30年 4月1日~) 1日につき370円
C	指定難病患者	1日につき0円	1日につき0円

## 国民健康保険 特定健康診査等実施計画（第 2 期）の実績について

## 1 実施計画について

高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条の規定に基づいて、国保の特定健康診査等実施計画を平成 25 年 3 月に策定。

平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 ヶ年間を計画期間とし、特定健康診査及び特定保健指導の目標値や検査項目、実施場所などの実施内容等を設定。

## 2 平成 27 年度実績について

特定健康診査受診率と特定保健指導実施率については、高齢者の医療の確保に関する法律第 142 条の規定に基づいて、社会保険診療報酬支払基金に対し報告。本年 11 月に平成 27 年度実績が確定。

## (1) 特定健康診査 受診率

平成 27 年度の特定健康診査対象者数は 59,633 人、受診者数は 25,398 人であり、受診率は 42.6%。平成 26 年度と比較して 1.7%向上した。

	H25	H26	H27	H28	H29
目標値	43%	45%	47%	49%	60%
実績値	39.1%	40.9%	42.6%	—	—
対象者数	62,390 人	61,395 人	59,633 人	—	—
受診者数	24,412 人	25,138 人	25,398 人	—	—

## (2) 特定保健指導 実施率

平成 27 年度の特定保健指導は、特定健康診査受診者のうち、2,828 人が対象となり、特定保健指導を終了した人は 611 人、実施率 21.6%。平成 26 年度と比較して 2.4%向上した。

	H25	H26	H27	H28	H29
目標値	30%	32%	34%	36%	60%
実績値	22.2%	19.2%	21.6%	—	—
対象者数	2,635 人	2,781 人	2,828 人	—	—
終了者数	586 人	533 人	611 人	—	—

## 国民健康保険 データヘルス計画の実績について

## 1 データヘルス計画について

国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の改正により、健康・医療情報を活用し効率的かつ効果的な保健事業を示した保健事業実施計画（データヘルス計画）を平成 27 年 7 月に策定。

平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 ヶ年間を計画期間とし、本市国保の現状分析や PDCA サイクルに沿った保健事業、目標指標などを設定。

## 2 目標

- 1) 特定健康診査の受診率が低い 40～50 歳代の受診を勧奨し、受診率向上を図る。（特定健康診査受診勧奨）
- 2) 40～64 歳男性、65～74 歳女性の特定保健指導利用率向上を図る。（特定保健指導利用勧奨）
- 3) 血糖の数値が高い人に医療への受診勧奨や糖尿病予防教室を実施し、糖尿病の重症化を予防する。（糖尿病重症化予防）
- 4) 関係機関との連携により生活習慣の改善や医療への受診勧奨を実施し、高血圧の発症、重症化を予防する。（高血圧対策）

## 3 目標指標及び平成 27 年度実績について

事業	H27 目標指標	H27 実績
特定健康診査 受診勧奨	40～50 歳代の未受診者全員に通知を送付し、2.5%が健診を受診	未受診者全員（15,771 人）に通知を送付した。通知送付後に 10.2%（1,612 人）が健診を受診した。
特定保健指導 利用勧奨	40～64 歳男性、65～74 歳女性の未利用者全員に利用勧奨の電話を行い、10%が保健指導を利用	未利用者全員（564 人）に電話による利用勧奨を行った。このうち 12.4%（70 人）が保健指導を利用した。
糖尿病重症化 予防	H26 健診で HbA1c5.6～6.4%の方の 15%が糖尿病予防教室へ参加し、参加者の 30%が H27 健診で数値改善又は現状維持	対象者（437 人）の 6.9%（30 人）が教室に参加した。参加者の 53.3%が H27 健診で数値改善（13 人）又は現状維持（3 人）となった。

	H26 健診で HbA1c6.5% 以上の方全員に医療への受診勧奨通知を送付し、このうち 20% が H27 健診で数値改善又は現状維持	対象者全員（148 人）に通知を送付した。（委託により実施）このうち 44.6% の方が H27 健診で数値改善（57 人）又は現状維持（9 人）となった。
	地区組織による啓発活動を実施	保健推進員及び食生活改善推進員による啓発活動を実施した。
高血圧対策	協会けんぽなど関係機関と連携した事業の実施	健診受診勧奨ポスターを協会けんぽと共同作成し、バス車内及び駅に掲示した。また健康フェスタへ共同出展した。